

**内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における  
情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）における信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）の一部改正、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）の一部改正及び銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。